

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
20	<p>番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ(エ)目によれば、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。</p> <p>成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに際しては同様ではないだろうか。</p> <p>個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、両者の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。</p> <p>法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。</p> <p>直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。</p>		<p>【伊丹市】 平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見人」には直接交付すべきである(要配慮)。</p> <p>法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱を分けたいと考える。</p> <p>法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む、法律行為について、本人の責任に基づき代理権ではなく、法律に基づき代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号等記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付すると併存せず本人に郵送する取扱いについて、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号写し等の受け取りが難しくなるのではないかと思われ、そのなかで、法定代理人の場合は直接交付することが望ましいと考える。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱のまま問題ないとする。また、法定代理人と任意代理人で取扱を分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答もいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのが任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合に任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。</p> <p>【早稲町】 本提案は、特に成年後見人において、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるような制度の改正を求めるところです。</p> <p>今回示された投票後の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年後見人)に郵便等で送付することとしています」。</p> <p>しかし、回答に示された成年後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が相し、再送交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。</p> <p>また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱を分ける」とは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。この回答については、委託事項証明書と通知カード等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とする上で、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます。</p> <p>【取手市】 法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、随手続き(原住別)にする親権者による児童手続の申請、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を有しているため、請求者本人の住民票を取寄る必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査については、住民基本台帳法第12条の3に基き、請求を明らかにする事項を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記簿の登記事項証明書の原本及び免許証等)による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認)を求めるとし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで煩雑になるものではない。</p> <p>【柏市】 法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、従来どおりの運用は可能かと思えます。</p> <p>【江戸川区】 「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱を分ける」とは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。この見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市町村に返戻された通知カードを交付するにあたり、法定代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)-イ(エ)目)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。</p> <p>【山形市】 任意代理人とは法定代理人では住民票の写し請求時の証明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実施を審議していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的しか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳情報の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 府県において、死亡者のマイナンバーが相続上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を停止していただきたい。 ○ 総務省において、世帯世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにいただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのかを整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを通知できずマイナンバーが記入できなくても保険金請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報連携ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯に対してはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報連携ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバー上の情報の取寄し効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改修の費用対効果を比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。 	<p>マイナンバー入り住民票の取扱いについては、特定個人情報の提供の求めの制限や提供制限等の規定が設けられていることを考慮した上で、代理人に直接交付することについても検討したい。</p> <p>なお、マイナンバー入り住民票の使用件数を調査することは、官民で幅広くマイナンバーを提供するケースがあることから、困難である。</p>		

個人情報保護委員会「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分			提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>											
			団体名									支障事例		
31	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所望の措置をなすこと。	【ガイドラインに示される事務フロー】多くの事務手続に使用される住民票簿本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを踏まえ、ガイドラインで、①住民ネットワークによって「申請者との同一住所検索」を実施し、②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会すること。③照会結果の世帯コードで、同一世帯を特定することができる。④この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合には、申請者と関係のない個人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーに限定して発生し、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社会保険・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県、奈良県			<p>宮小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、東山、鹿、足利県、春日井市、大塚市、津井市、鳥取県、福岡県、芦屋市、大村市</p> <p>○長期的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住民ネットワークを使用した場合で仮に全く異なる関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの照会請求に備え、なぜ住民ネットワークを使用して情報照会したのか理由をたどることである程度想定できる事象であり、かえって集約が図れる。</p> <p>○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を可能とする仕組みを構築し、必要な情報提供を必要とするマイナンバー制度自体の構築を両取崩、福岡県、芦屋市、大村市</p> <p>○申請を待たずに照会をかけることで多くの手間とコストが削減されているだけでなく、逆に非効率となっている。</p> <p>○必須に応じて、法制と整理したうえで、関係法令の改正等所望の措置を取ること。また、運用に情報連携を行うための新たな仕組み・プロセスを構築すること。(システム面の整備を含む。)</p> <p>○個人情報保護法上の観点から、個人情報提供違反のリスクも回避できる。</p> <p>○マイナンバー利用事例において、対象者のマイナンバー(個人番号)を照会して住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所であるが別世帯である生計別個人情報も取り出すことになり、事柄と関係のない住民の特定個人情報を取り出すこととなり、特定個人情報の取扱いなど、問題があると考えられる。</p> <p>○マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続きにおいて、申請者関係のない個人の個人情報を取得する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況や第三者(隣人)が推測し得る状況となる。</p> <p>○世帯において住民票簿本を必要とする事例において住民票の送付手続ができていない。</p> <p>総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得できるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。</p> <p>このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票簿本情報を取得できる新たな仕組みが必要と考えられる。</p> <p>○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言い難い。</p> <p>住民ネットワークで取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードなどから一方のシステムで取り扱われる場合は、「申請者の同一世帯構成の調査」が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続の更なる簡素化に繋がると考えられる。</p> <p>行政事務フローの正当性については法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・プロセスの構築について積極的な検討を要望したい。</p> <p>○検索したい対象と同一でない人物に対して情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がデータベース上に記録される。</p> <p>○住民票関係の情報連携は住民ネットワークと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となり、紙の住民票を提出していた従来の運用よりも事務負担が増える。</p> <p>情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。</p>	
156	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化を求める。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対してはマイナンバーの取り扱いを通知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーが送付されない、マイナンバー入りの住民票を請求できないという問題が生じている。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対してはマイナンバーの取り扱いを通知することを求める。	別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体間における事務処理の差が解消される。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が軽減され、必要とするものとなる。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳事務処理規程第2-4-(1)①-ア(カ)及び第2-4-(3)①-ア	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	郡山市	【提案①参考資料】住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化.pdf	<p>宮城県、山形市、白河市、石川市、ひたちなか市、岩手県、所沢市、横川市、柏市、浦安市、川崎市、平塚市、多治見市、津和野市、春日井市、松本市、日南市、岐阜市、八尾市、伊丹市、徳島市、宇和島市、北九州市、芦屋市、岡崎市</p> <p>○死亡後の手続き全般についてマイナンバーの取り扱いの周知を行い、必要性を精査しきり見直しを順に進めたい。</p> <p>○保険会社の手続き等でも死亡した方のマイナンバーについての問合せがあるが、死亡者が単独世帯の場合、通知カードやマイナンバーの所在が分からないケースが多く、個人番号入りの住民票も家内できない対応に苦しんでいる。現行の制度においては、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がないため、取り扱いについて明確化してほしい。</p> <p>○保険会社や総務省、労働基準局等に提出する死亡者の住民票(単身者)にマイナンバーを記入し交付を求めたいことあり、総務省の事務連絡の個人番号制度関係質疑応答集により交付できないとされているが、納税できないものがない。</p> <p>○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っているが、請求が多いと見込まれ、マイナンバー利用事務、マイナンバー関係事務の取扱方針に死亡者に際してはマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。</p> <p>○本市においてもマイナンバー入り住民票交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーが送付されない、マイナンバー入りの住民票を請求できない」とマイナンバーを交付できないとされているが、現行の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。この点に注目して、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を促したい」という趣旨で対応してほしい。</p> <p>そのため、死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を促す。また、死亡保険金の相続処理に際して、保険会社に対しては通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを通知することを求める。といった提案の趣旨に則してほしい。</p> <p>○別世帯の請求者への説明に時間を要するケースもあり、保険会社への通知の発出は必要だと考える。</p> <p>○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相続手続き等が可能であることが、住民及び生命保険会社等の関係機関等に周知されていないために、窓口でトラブルになることが多く、対応に苦しんでいる。</p> <p>このことについては、提出先である生命保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要望しているところである。</p> <p>○関係のケースが未だに多いことから、住民基本台帳法第12条の3第1項第1号の「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため」に住民票の記載事項を確認する必要がある者については、別世帯であっても死亡の住民票の除籍に個人番号を記載できるように法改正すべきである。</p> <p>○規定の明確化を行うことにより、市町村間における事務処理差の解消が期待される。</p> <p>○死亡時に同世帯であったものがない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが懸念されている。また、マイナンバーが各種手続きに必須であるという関係のため、窓口でのトラブルが懸念されている。</p>		

個人情報保護委員会「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による市民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
191	地方に対する規制緩和	その他	<p>独自利用事務における個人情報照会への加齢</p> <p>独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。)第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「建設又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「法定事務」という。)が本人同意を要する法定事務である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、序内の情報を照会する場合にも、準ずる法定事務が本人同意を不要とする場合、独自利用事務についても本人同意を不要とする。</p>	<p>【支障事例】</p> <p>本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。</p> <p>(前項) 助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務は児童手当に関する事務については申請手続を併用している。</p> <p>(具体的内容) 児童手当に関する事務は本人同意が必要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。)の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を送付又は窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同時に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。</p> <p>【懸念事項】</p> <p>地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。</p> <p>【懸念事項の解消策】</p> <p>本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を画が確認し、承認したものに限ることとする。</p>	<p>規則第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてはすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準ずる法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事例についても本人同意を不要とするよう規則改正を行うことと市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市		<p>苫小牧市、松浦市、福井市、山根市、花崎町、大牟田市、筑後市、熊本市</p>	<p>○本市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。</p> <p>○本市の独自利用事務は、「子どもの医療費助成に関する事務」の他にも「重症心身障害者等の医療費助成に関する事務」と「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、それぞれ準ずる法定事務は、「特別児童扶養手当等の支給に関する事務」と「児童扶養手当の支給に関する事務」としており、いずれも地方税関係情報の照会において本人同意は不要。</p> <p>○地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。</p> <p>①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつ他の官公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合</p> <p>②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づきのものであり、照会対象者本人の同意がある場合</p> <p>○これを踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限り可能とされている。</p> <p>○この点、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であり、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得ることとしており、その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に規定している。</p> <p>○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>	<p>【内閣府】</p> <p>まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。</p> <p>○個人情報保護委員会、総務省</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
191	<p>個人情報保護委員会及び総務省の回答では、独自利用事務は地方税法上の守秘義務が解除される条件である「地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する罰則規定が規定されている場合」に該当しない。そのため、もう一方の要件である「地方税関係情報を利用する事務が申請に基くものであり、照会対象者本人の同意がある場合」に地方税法上の守秘義務が解除される。規則はこのことについて制定していることである。</p> <p>しかし、マイナンバー制度の導入目的である行政事務の効率化及び市民サービスの向上の観点から、罰則規定である法定事務と同時に事務手続きを行っている独自利用事務(例えば、「児童手当(法定事務)」と「助成事務(独自利用事務)」)については、同意不要となれば、手続の簡素化による負担の軽減(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。第1条)にはつながらない。具体的には、児童手当で配偶者の同意が不要のため事務手続きを簡素化されたとしても、助成事務については本人同意が必要なため事務手続きを簡素化することができず、窓口から一度持ち帰り、配偶者本人に同意を自署してもらってから、郵送又は再窓口に出すことになる。また、独自利用事務は、法定事務と趣旨は目的が同一で、かつその事務内容が法定事務と類似性のあるものに限り情報連携を行うことができる。このことを踏まえると、法定事務が同意不要である場合、法定事務と同時に事務手続きを行っている独自利用事務について、規則の改正を行うことで、本人同意を要とすることはできないか。また、規則改正で対応できないということであれば、番号法に規定し、制度改正で対応することはできないか。</p>		<p>【大牟田市】</p> <p>○本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを地方公共団体に示しているとの回答がなされているが、例えば新規申請書に同意書欄を設けたとしても、「子ども医療」の場合「父及び母」、「ひとり親家庭等医療」が「重度障害者医療」の場合は「申請者(受給者)及び同居家族」の同意が必要となるため、一度の来庁で手続きが完了しないことにはならない。また、世帯情報は家族の転入等で常に変化するため、新規申請時には印刷しなかった者の同意が每次更新時に必要となる場合も多々ある。</p> <p>○番号制度の普及のためにも、番号制度の目的である「行政運営の効率化」及び「国民の手続の簡化による負担の軽減」を目前し、本人同意なく地方税関係情報の照会が可能となる取り組みをぜひ行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>慎重に検討されたい。</p>		<p>○一次回答のとおり、地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。</p> <p>① 地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する罰則規定が規定されている場合</p> <p>② 地方税関係情報を利用する事務が申請に基くものであり、照会対象者本人の同意がある場合</p> <p>○この整理を踏まえ、情報提供ネットワークシステムを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が解除される場合に限り可能とされている。</p> <p>このうち、①に該当する事例については、各制度の根拠となる法令に罰則規定が定められている必要がある。法定事務であっても、これに該当しない場合には、②によって本人の同意を要するものである。</p> <p>○この旨、独自利用事務は、法定事務の根拠法令の趣旨目的、法定事務の内容に準ずる事務であるものの、当該独自利用事務が①の要件に該当することが担保されていないことから、②によって本人の同意を得る必要がある。その旨を行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報情報の提供に関する規則第2条第4項第一号に規定しているものである。</p> <p>○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示ししている。</p>	